

議員提出議案第2号

葛飾区国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年2月16日

提出者	7番	おりかさ 明実	8番	木村 秀子
	17番	みずま 雪絵	27番	三小田 准一
	28番	中江 秀夫	30番	中村 しんご

葛飾区議会議長 秋本 とよえ 殿

(提案理由)

区民の福祉向上を図るため、未就学児の被保険者の均等割を軽減する必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区国民健康保険条例の一部を改正する条例

葛飾区国民健康保険条例（昭和34年葛飾区条例第13号）の一部を次のように改正する。

付則に次の1条を加える。

(令和3年度以降における未就学児に係る保険料の均等割額の免除の特例)

第11条 令和3年度以降における年度の初日の前日において、被保険者（世帯主と同一の世帯に属する当該世帯主の子（未就学児（6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。）である者に限り、納税義務者を除く。以下同じ。))に係る第14条の4に規定する被保険者均等割額及び第15条の10に規定する被保険者均等割額は、第15条の4（第2号に係る部分に限る。）、第15条の12（第2号に係る部分に限る。）及び第19条の2の規定にかかわらず、それぞれ5割減額とする。

付 則

この条例は、令和3年10月1日から施行する。